

# アンケート調査票

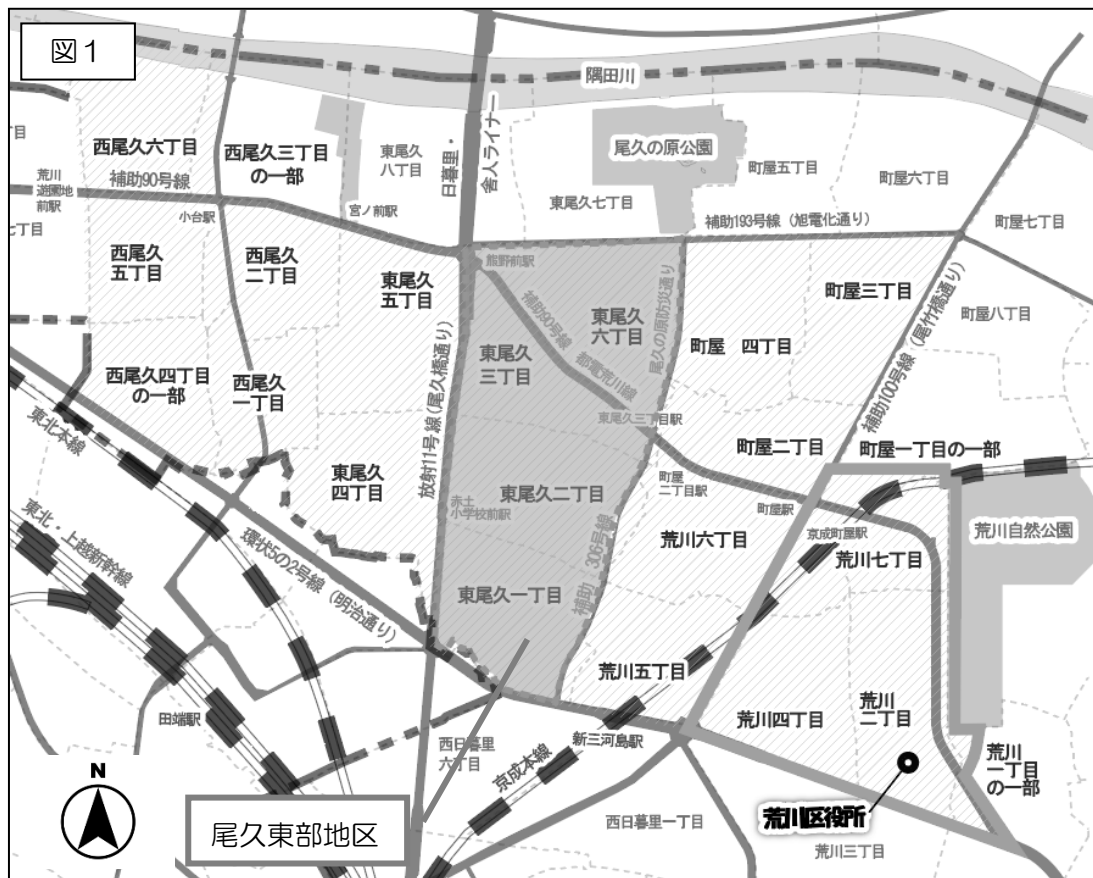
## 皆様が権利を有する土地・建物が接する道路の拡幅について

現在検討を進めております「まちづくりルール(地区計画)」におきましては、皆様が権利を有する土地・建物が接する道路を地区内の骨格となる「主要生活道路」として位置づけ、6mに拡幅することにより、震災時の避難や延焼遮断帯としての機能を確保し、地区の防災性の向上を図ってまいりたいと考えております。

これまで、道路計画に関する意見交換会やアンケート調査などを行い、検討を進めてまいりましたが、「主要生活道路」の拡幅につきましては、権利者の皆様が所有する財産に影響を及ぼすものでありますので、皆様のご意向を再度確認させていただきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、別紙の参考資料「道路幅員図」にて皆様が権利を有する土地・建物が接する道路の現況をご確認いただいた上で、以下の設問にお答えください。本調査票につきましては同封の返信用封筒にて9月 11 日(金)までにご返信いただきますと幸いです。

なお、調査結果につきましては、地区ニュース等で皆様方にお知らせいたします。



### ◆◆ お問い合わせ先 ◆◆

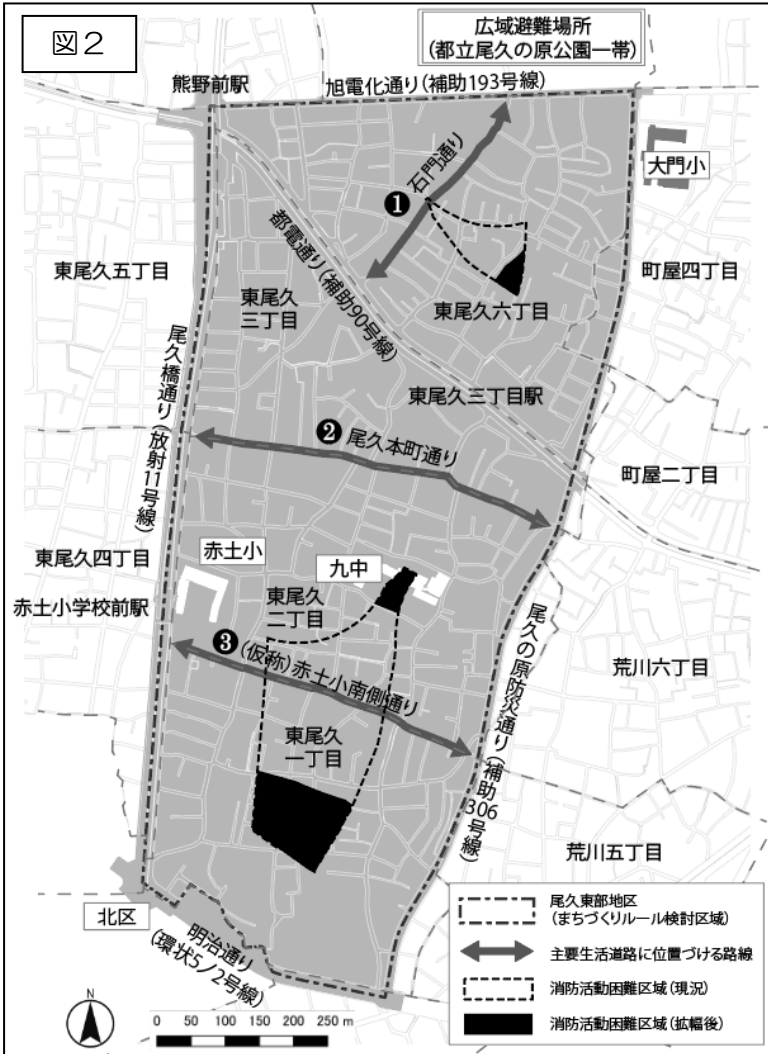
荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課 防災街づくり係

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3(北庁舎 2F)

担当：青天目、杉山 なばため 電話：03-3802-3111 (代表) 内線 2834

## 主要生活道路（幅員 6 m の道路）に位置付ける道路について

「主要生活道路」とは、地区の防災性や日常生活の利便性の向上を図るために必要となる道路を言います。区では地区内に存在する消防活動困難区域の解消を図る路線として、下記の3つの道路を選定しました。



検討路線①: 石門通り

〈現況幅員 5.12～7.97m〉

⇒都電通りと地区の北側に位置する広域避難場所(都立尾久の原公園一帯)を結ぶ避難経路の確保を図る路線

検討路線②: 尾久本町通り

〈現況幅員 5.80～7.60m〉

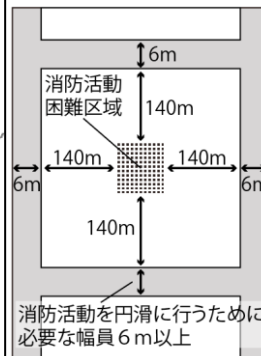
⇒地区の中央部を走り、東西のネットワークを強化する路線

検討路線③: (仮称)赤土小南側通り

〈現況幅員 3.82～4.68m〉

⇒地区の南部を走り、東西のネットワークを強化する路線

【消防活動困難区域とは…】



消防活動を円滑に行うために必要な幅員である6m以上の道路から、消防ホースの延長などを踏まえ、消防活動が容易にできると想定されている半径140mの範囲に含まれない区域の事です。

### 問1 土地・建物についてお聞きします。

上の図をご覧の上でお答えください。あなたがお住まい又は権利を有する土地・建物は、どの路線に接していますか。 ※あてはまるものに○を付けてください

【選択肢】

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 検討路線①に接している | 2 検討路線②に接している |
| 3 検討路線③に接している |               |

また、上記でもお答えいただいた土地や建物について、それぞれあてはまるものに○を付けてください。

①土地について

- |                                |  |
|--------------------------------|--|
| 1 自己所有                         |  |
| 2 共有所有 (マンション等集合住宅の場合の区分所有も含む) |  |
| 3 借地 (借家のため間接的な借地の場合も含む)       |  |

②建物について

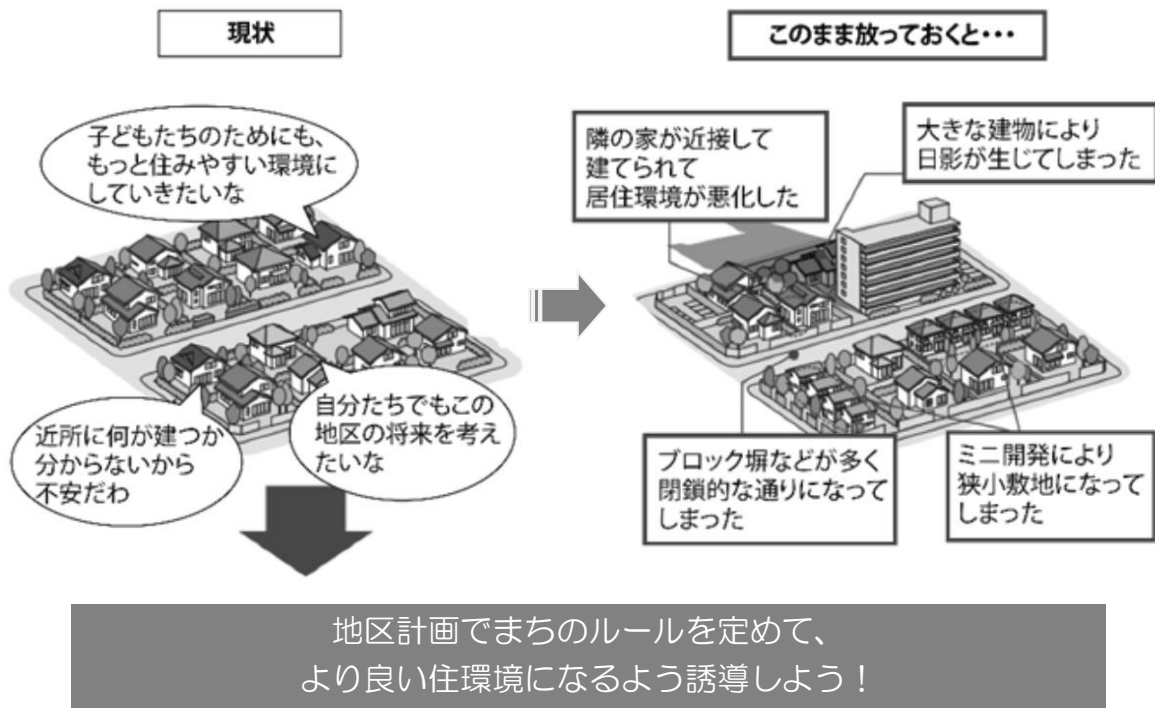
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1 戸建て (持ち家)  | 2 戸建て (借家)  |
| 3 集合住宅 (持ち家) | 4 集合住宅 (借家) |
| 5 建物は所有していない | 6 その他 ( )   |



## その他のまちづくりルール

○区では、「壁面の位置と工作物の制限」のほか、以下のまちづくりルール(地区計画)を検討しております。

- ① 建築物の敷地面積の最低限度  
敷地の細分化を防ぐため、敷地面積の最低限度を定めます。
- ② 建築物等の高さの最高限度  
突出する建物を制限するために、建物の高さの最高限度を定めます。
- ③ 垣又はさくの構造の制限  
ブロック塀は震災時に倒壊し、道路を塞ぐおそれがあるため、ブロック塀の設置を制限し、安全な避難路を確保します。
- ④ 建築物等の用途の制限  
当地区にふさわしくない建物の用途を制限します。
- ⑤ 建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限  
周辺の景観と調和の取れない建物が建つことを防ぎます。



### ◆◆ 自由意見欄 ◆◆

<まちづくりについて日頃感じていることを、ご自由にお書きください>

<hr/> <hr/> <hr/>
-------------------

※お忙しい中、アンケートにご協力いただきありがとうございました



お寄せいただいた情報は、個人情報保護法に基づいて、慎重に取り扱うものであり、当地区のまちづくりの検討以外に使用することはありません。